

品川区立大原児童発達支援センター指定管理者候補者の公募について

1 趣旨

品川区立大原児童発達支援センター（以下「センター」という。）については、品川区立大原児童発達支援センター条例を制定し、令和7年9月1日に開設することとした。

条例上、センターの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができるものとされていることから、開設に先立ち第一期の指定管理者を公募する。

2 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 品川区立大原児童発達支援センター
- (2) 所在地 戸越六丁目16番1号

3 指定管理者が行う業務

- (1) センターの事業の運営に関すること
- (2) センターの維持および修繕に関すること
- (3) その他、区長が特に必要があると認めた業務

4 指定期間

令和7年9月1日から令和12年3月31日まで（4年7か月間）

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

大原児童センターとの一体的な運営を行うにあたり、大原児童センターの指定管理者候補者の選定と合わせて一つの案件として、公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては「品川区立大原児童発達支援センターおよび大原児童センター指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

(3) 選定基準

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ② センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

- ③ センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④ その他、センターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6 今後の予定

令和6年5月	公募要項の公表
〃 年8月	指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会の開催、選定
〃 年10月以降	指定管理者の指定議案の提出
令和7年8月	指定管理者との協定締結
〃 年9月	開設・指定管理者業務開始